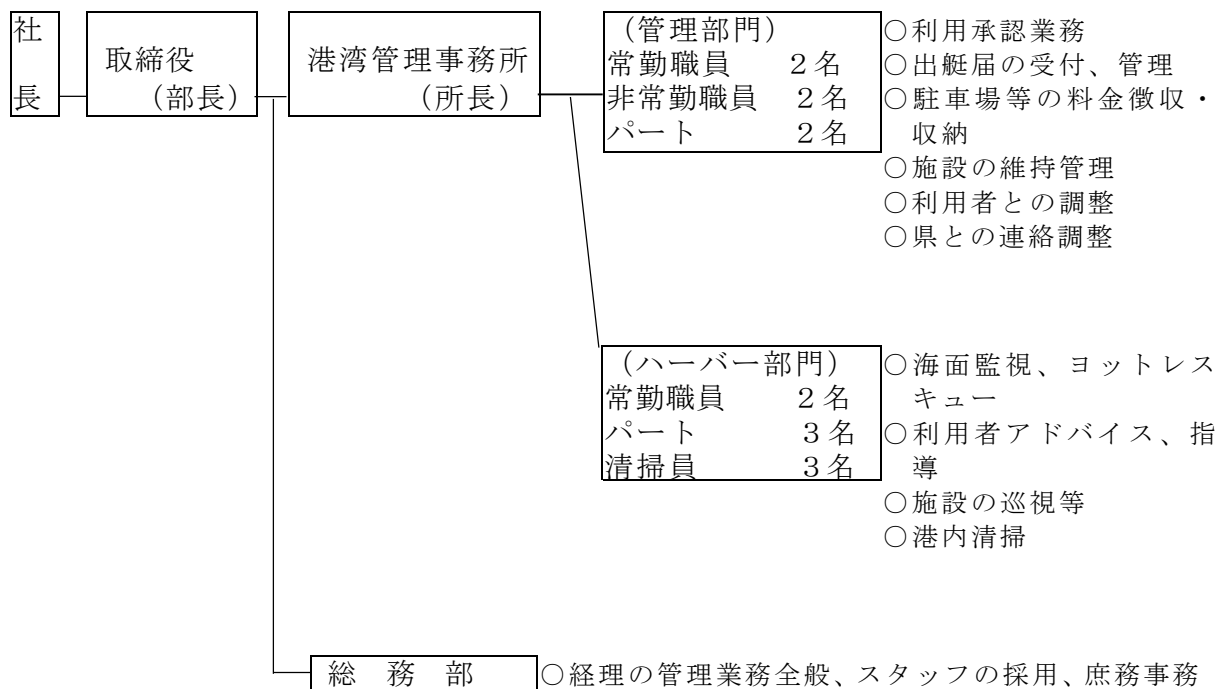


現指定管理者の業務実施体制・運営状況

1 組織体制図



※ 令和4年3月現在

2 人員配置表

	常勤職員	非常勤職員 パート	清掃員	計
平日	2～3名	2～3名	2名	6～8名
土日祝日	3～4名	3名	2名	8～9名

※ 時期によって異なる場合があります。

3 運営状況

(1) 利用の事務を行わない日 なし（年中無休）

(2) 施設の開所・開場時間

港湾管理事務所の開所時間	ア 7、8月の土日祝日	午前7時30分から午後7時まで
	イ 上記以外	午前8時から午後6時まで
港湾管理事務所の窓口受付時間	ア 7、8月の土日祝日	午前7時30分から午後6時まで
	イ 上記以外	午前8時から午後5時まで
会議室・多目的室の開所時間	午前9時から午後10時まで	
臨港道路附属駐車場の開場時間	午前5時から午後10時まで	
ヨットハーバー施設の開場時間	ア 7、8月の土日祝日	午前8時から午後6時まで
	イ 上記以外	午前8時30分から午後5時まで
防波堤・防波護岸の開放時間	ア 4～6月、9月	午前8時30分から午後6時まで
	イ 7、8月	午前8時30分から午後7時まで
	ウ 10月～3月	午前8時30分から午後5時まで

※ ヨットハーバー施設の開場時間及び防波堤・防波護岸の開放時間は、指定管理者が県と協議のうえ定めるものとします。

※ ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内での宿泊希望者に対しては、届出書を提出させることにより対応しています。